

毎週火、金曜日発行（但休日相当と認むる日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正
- ◇告示 水産振興資金の融通要綱
- 鳥取県漁村青壮年実践活動器材貸与規程
- 土地の公用廃止
- 狂犬病予防法第六条第五項の規定による期間及び区域の指定
- 健康保険法の規定による保険医及び薬剤師の登録
- 豚の流行性脳炎予防注射の実施
- 建設業者の登録
- ◇選管告示 政党等の収支報告書要旨

第三十一条の表中

千代川

鳥取市叶における源太橋下流三百メートルの線から下流千二百メートル

自十月一日
至十二月二十日

を

規則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十一号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

改める。

附・則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

千代川	鳥取市叶における源太橋から上流百メートル下流千五百メートル	十月一日から十二月二十日まで	に
八東川	八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその下流百メートル	〃〃	を
八東川	八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流五十メートル下流百メートル	〃〃	に
天神川	倉吉市八ッ屋における下大口えん堤下流三十メートル	〃〃	を
天神川	倉吉市八ッ屋における下大口えん堤下流二十メートル	〃〃	に
天神川	倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流三十メートル	〃〃	に
天神川	倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流三十メートル	〃〃	に
千代川	八頭郡河原町大字渡一木大井手かんがい用えん堤から上流五十メートル下流百メートル	〃〃	に

告示

鳥取県告示第三百四十二号

水産振興資金の融通要綱を次のように定める。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

水産振興資金の融通要綱

(目的)

第一条 この要綱は、沿岸漁業の振興を図るため、漁業協同組合及び漁業者に対し、漁業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置に関し必要な事項を定め、もつてその経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「漁業者」とは、沿岸漁業を営む者であつて漁業協同組合に所屬するものをいう。

2 この要綱において「振興資金」とは、鳥取県信用漁業協同組合連合会その他の金融機関（以下「金融機関」という。）が漁業協同組合又は漁業者に貸し付け

る資金であつて、次の各号に該当するものをいう。

一 貸付金の種類、利率及び償還期限が別表一に掲げられるものであること。ただし、他の助成事業の対象とならないものであつて、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の保証を受けたものであること。

二 貸付額が事業費の総額に百分の八十を乗じて得た額をこえないものであつて、知事が特に必要と認められた場合を除いては、一人につき三十万円以内のものであること。

三 償還方法が年一回又は二回の元本均等償還のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、金融機関が漁業協同組合又は漁業者に、振興資金を貸し付けたときは、当該金融機関に対し毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、次の各

号により計算した金額の合計額の利子を補給する。

一 当該期末における融資残高(期間中途の融資額を除く。)に対し年三分の割合(以下「利子補給率」という。)で計算した金額

二 当該期間内に行なつた融資についてその融資日から期末までの期間につき利子補給率で計算した金額

三 当該期間内に償還期限が到来した融資について、その期首から期限到来までの期間につき、利子補給率で計算した金額

(振興資金の総額)

第四条 前条の規定による利子補給の対象となる振興資金の総額は、毎年度知事が定める。

(報告及び検査)

第五条 知事は、振興資金の貸付けが適正に行なわれているかどうかを知るために必要があると認めるときは、当該資金を貸し付けた金融機関から報告を徴し、又は当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

(振興資金の借入れ手続き)

第六条 振興資金を借り受けようとするものは、別記様式による申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(振興資金の貸付け)

第七条 振興資金の貸付けは、知事が別表二に掲げる融資対象選定基準により水産振興資金借入資格者として認定したもののうちから金融機関が行なう。

2 知事は、第一項による認定をしたときは、金融機関に通知する。

(利子補給の打切又は返還)

第八条 県は、金融機関がこの要綱に違反したときは、その者が行なつた融資について、利子補給を行わず、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、昭和三十六年四月一日から適用する。

(別表一)

振興資金の種類、利率及び償還期限

振興資金の種類	利率		償還期限	
	組合に貸し付けられる場合	漁業者に貸し付けられる場合	償還期間	据置期間
沿岸漁業用漁船資金(県の協業化計画に基づくものであつて中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けたものに限る。)	鳥取県漁業信用基金協会が県の承認を得て金融機関と協議のうえ決定する。	(イ) 金融機関から直貸を受ける場合は上記による。 (ロ) 漁業協同組合から転貸を受ける場合は上記により決定した利率に年一分以内を加える。	五年以内	一年以内
沿岸漁業用漁具資金(中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けたものに限る。)	〃	〃	三年以内	一年以内
沿岸漁業用機器資金(〃)	〃	〃	五年以内	一年以内
漁獲物加工施設資金(〃)	〃	〃	五年以内	一年以内

(別表二)

融資対象選定基準

貸付金の種類	貸付の対象	選定基準		規格	貸し付けを受けることができるもの
		選定	基準		
沿岸漁業用漁船資金	漁船の建造	県の協業化計画に基づくものであつて中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けたもの	県の認めるもの	漁業者	漁業協同組合

沿岸漁業用漁具資金	化繊漁網の購入	中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けたもの	〃	〃
沿岸漁業用機器資金	集食用発電機漁業用無線機魚群探知機及び機関等の購入	〃	〃	〃
漁獲物加工施設資金	漁獲物加工施設の設置	〃	〃	〃

別記様式

水産振興資金借入認定申請書

1 借入申請金額	円			
2 借入金の用途及び利率	資金	年	利率	分
3 元本の償還及び利息の支払の時期及び方法	(1) 償還期間	年	(3) 据置期間	年
	(2) 償還方法	年1回払	年2回払	(4) 元金払込期日
4 保証人に関する事項	月	日及び	月	日
5 物的担保に関する事項				

6 その他の参考事項

上記のとおり水産振興資金の借入れをしたいので、水産振興資金借入資格者として認定くださいますよう、別紙関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

住所 借入申請者 氏名

鳥取県知事 殿

印

(記載注意)

- 1 提出する書類は借入申請書ごとで作成するものとし、(協業化資金にあつては代表者でよい。)提出する部数は3部とする。
- 2 その他参考事項欄には、借入認定申請について参考となる事項を記入すること。

水産振興資金借入認定申請書の添付書類

- 1 取扱金融機関の貸出意見書
- 2 漁業信用基金協会の債務保証決定を証する書類
- 3 事業計画書

- 4 利用計画書
- 5 資金計画書
- 6 償還計画書
- 7 借入について総会又は理事会等の議事録の写又は抄本（借入申請者が漁業協同組合の場合）

鳥取県告示第三百四十三号

鳥取県漁村青壮年実践活動器材貸付規程を次のように定める。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県漁村青壮年実践活動器材貸付規程

(目的)

第一条 この規程は、漁村青壮年の研究団体が技術の改善向上を図るため、自主的に実践活動を行なうに要する器材（以下「器材」という。）の貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの範囲等)

第二条 県有器材は、漁業を営む漁村青壮年の研究団体

で知事の適当と認められたものに対して貸付する。

2 貸付する器材は、別表のとおりとする。

(申請)

第三条 この規程により、器材の貸付けを受けようとする者は、漁村青壮年実践活動器材借受申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

(貸付け)

第四条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を審査のうえ、その諾否を決定して申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、器材の貸付けが決定した旨の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、漁村青壮年実践活動器材借受書（様式第二号）と引換により器

材の貸付けを受けるものとする。

(貸付期間)

第五条 器材の貸付期間は、一月を限度とする。ただし、更新を妨げない。

(引渡し)

第六条 貸付器材の引渡しは、知事の指定する期日及び場所において行なう。

(借受人の義務)

第七条 借受人は、善良なる管理者の注意をもつて器材を使用し、又は管理しなければならない。

2 借受人は、当該器材の借受期間が満了したときは、遅滞なく知事に返納しなければならない。

3 借受人は、器材を返納したのち十日以内に漁村青壮年実践活動器材使用成果報告書（様式第三号）を提出しなければならない。

4 借受人は、器材を譲渡し、転貸し、又は知事が指示した事項に違背してはならない。
(無償貸付け等)

第八条 この規程による器材の貸付料は、無償とする。

2 借受人は、次の各号に掲げる一切の費用を負担しなければならない。

- 一 器材の引受又は返納に要する経費
- 二 器材の使用管理に要する経費

(賠償)

第九条 借受人は、器材が次の各号の一に該当し、県に損害を与えたときは、貸付時の価格に相当する額を賠償金として県に納付しなければならない。

- 一 器材が使用管理上の借受人の過失によりき損し、又は破損して使用が不可能となつたとき。
- 二、器材を亡失したとき。

(監督)

第十条 知事は、県職員に借受人の器材の使用管理状況を指導検査させ必要と認める事項を命じ又は借受人から報告を求めることができる。

(き損届出)

第十一条 借受人は、器材をき損し、又は亡失した場合
 は、漁村青壮年実践活動器材き損（亡失）届（様式第
 四号）をすみやかに知事に提出しなければならない。
 2 知事は、県職員に器材の返納に際し正確に検査確認
 をさせるものとする。

（書類の経由）
 第十二条 この規程により知事に提出する申請書又は報
 告書若しくは届書は、所属漁業協同組合を経由の上、
 当該地区を担当する普及員若しくは水産試験場研究員
 を経て知事に提出しなければならない。

附 則
 この規程は、公布の日から施行する。

別表

漁村青壮年実践活動器材の種類	
顕 微 鏡	二台
簡易潜水器	二式
撮 影 機	二台

映 写 機	二台
テープレコーダー	三台
てん倒採水器	二台
寒 暖 計	二台
図 書	
魚 類 図 鑑	一冊
貝 類	一冊
藻 類	一冊
プランクトン	一冊

様式第一号

漁村青壮年実践活動器材借受申請書
 一 借受希望器材の種類及び数量
 二 使用目的
 三 使用期間

漁村青壮年実践活動器材貸付規程第三条の規定によ
 り右のとおり申請します。
 昭和 年 月 日
 住 所

研究団体名
 代表者氏名
 鳥取県知事 殿

様式第二号

漁村青壮年実践活動器材借受書
 一 借受希望器材の種類及び数量
 二 使用期間

漁村青壮年実践活動器材貸付規程を遵守することを
 約束しこの借受書を提出します。
 昭和 年 月 日
 住 所
 研究団体名
 代表者氏名
 鳥取県知事 殿

様式第三号

漁村青壮年実践活動器材使用成果報告書

一 器材の名称及び数量
 二 使用期間
 三 使用成果

漁村青壮年実践活動器材貸付規程第七条の規定によ
 り右のとおり報告します。
 昭和 年 月 日
 住 所
 研究団体名
 代表者氏名
 鳥取県知事 殿

様式第四号

漁村青壮年実践活動器材き損（亡失）届
 一 借受器材の種類
 二 事故の内容
 三 事故発生年月日
 四 事故発生原因
 五 事故発生後の処置

豚の流行性脳炎予防注射

実施期日(第一回) 実施期日(第二回) 実施区域 実施場所

六月十六日	六月二十一日	米子市富益 境港市外江	富益 江
六月十七日	六月二十二日	米子市五千石 西伯郡岸本町幡郷	五千石 幡郷
六月十八日	六月二十三日	会見町手間 賀野	手間 賀野
六月十九日	六月二十四日	岸本町大幡 八郷	大幡 八郷
六月二十日	六月二十五日	米子市春日	春日

鳥取県告示第三百四十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
(ハ) 第五六三号	昭和三六年六月四日	(株) 遠 藤 組	西伯郡西伯町大字上中谷	遠藤 忠治	土木工事

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条およびこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のおりである。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正 義

- 一 種類 政治資金規正法第十二条およびこれを準用する第十八条の規定による報告書
- 二期間 昭和三十五年七月一日から昭和三十五年十二月三十一日まで
- 三 報告書の要旨

第五六一号	(有) 石 橋 組	岸本町吉長五六ノ二	石橋 孝治	建設工事
第五六四号	(有) 興 国 建 設	八頭郡八東町大字北山	竹本 寛治	

民主党党費鳥取県支部連合会	寄付及び収入又はその総額	一件千円以上	一件五百円以上	支出の総額	一件千円以上	一件五百円以上	報告書 受理年月日 昭和三十六年三月
	1円未満	総額	総額	総額	総額	総額	

